

# I. 平成23年度事業予定計画書

## 1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	会員数	組合数 戸	農作物共済		家畜共済							果樹共済		
			一筆単位方式		成乳牛 頭	育成乳牛 頭	乳用子牛等 頭	肥育用成牛 頭	肥育用子牛 頭	その他の肉用成牛 頭	その他の肉用子牛等 頭	半相殺減収総合一般方式		
			水稲	麦1類								かきⅠ類	かきⅡ類	うめⅡ類
区域内の概数 (A)	7	41,000	932,400	10,676	3,770	200	( 3,870 )	3,400	140	350	( 270 )	99,500	70,000	32,700
前年度引受実績 (B)	7	41,000	897,832	10,628	3,665	173	( 0 )	2,768	17	310	( 246 )	40,641	21,564	11,913
本年度引受計画 (C)	7	41,000	898,700	10,676	3,740	200	( 0 )	2,820	25	330	( 255 )	47,000	23,000	12,300
本年度予定引受率 (C)/(A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
伸長率 (C)/(B)	100.0	100.0	96.4	100.0	99.2	100.0	0.0	82.9	17.9	94.3	95.5	47.2	32.9	37.6
伸長率 (C)/(B)	100.0	100.0	100.1	100.5	102.0	115.6	-	101.9	147.1	106.5	103.3	115.6	106.7	103.2
←----- 102.7% -----→											←----- 112.5% -----→			

共済目的等 項目	畑作物共済				園芸施設共済									任意共済			
	一筆方式		半相殺方式	災害収入共済方式	ガラス室		プラスチックハウス							建物共済		農機具損害共済	
	1類	2類			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	Ⅳ類甲	Ⅳ類乙	Ⅴ類	Ⅵ類	Ⅶ類	農家建物		団体建物
区域内の概数 (A)	7,330	2,824	68,866		2	91	1	6,576	214	136	54	62	1,155	3	73,800	13	60,000
前年度引受実績 (B)	2,975	1,716	491	4,116	2	53	0	4,382	113	63	21	31	1,100	3	58,899	13	433
本年度引受計画 (C)	3,250	1,980	500	4,200	2	53	1	4,542	117	65	23	31	1,070	3	65,000	13	500
本年度予定引受率 (C)/(A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
伸長率 (C)/(B)	44.3	70.1	0.7	6.1	100.0	58.2	100.0	69.1	54.7	47.8	42.6	50.0	92.6	100.0	88.1	100.0	0.8
伸長率 (C)/(B)	109.2	115.4	101.8	102.0	100.0	100.0	#DIV/0!	103.7	103.5	103.2	109.5	100.0	97.3	100.0	110.4	100.0	115.5
←----- 111.5% -----→			←----- 102.0% -----→		←----- 102.4% -----→												

注：家畜共済の（ ）内数値は胎児のみ。

2 農業共済保険事業の規模

(1) 農作物・家畜・果樹・畑作物・園芸施設共済事業の規模

共済目的等	項目	本年度予定	前年度実績	共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E=D-B 徴収すべき 保 険 料	F 再保険料	G=B-F 交付(納入) 再保険料	H=D-F 手持保険料
						A 総 額	B 国庫負担金	C 農家負担金					
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
農作物	水 稲 一筆単位方式 (㍴) (kg)	898,700 31,399,991	897,832 31,369,664	6,230,816	6,156,853	131,505	65,746	65,759	104,503	38,757	91,387	△ 25,641	13,116
	麦 I 類 一筆単位方式 (㍴) (kg)	10,676 168,301	10,628 167,544	8,551	8,340	397	206	191	281	75	201	5	80
	合 計 (㍴) (kg)	909,376 31,568,292	908,460 31,537,208	6,239,367	6,165,193	131,902	65,952	65,950	104,784	38,832	91,588	△ 25,636	13,196
家畜	成 乳 牛 (頭)	3,740	3,665	780,200	624,160	114,728	57,364	57,364	63,085	5,721	39,431	17,933	23,654
	育 成 乳 牛 (頭)	200	173	14,660	11,728	1,064	532	532	485	△ 47	303	229	182
	乳 用 子 牛 等 (頭) ( 0 ) ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肥 育 用 成 牛 (頭)	2,820	2,768	381,520	305,216	15,302	7,651	7,651	9,542	1,891	5,965	1,686	3,577
	肥 育 用 子 牛 (頭)	25	17	1,320	1,056	551	275	276	311	36	194	81	117
	その 他 の 肉 用 成 牛 (頭)	330	310	42,270	33,816	1,578	789	789	942	153	588	201	354
	その 他 の 肉 用 子 牛 等 (頭) ( 255 ) ( 246 )	315 ( 255 )	305 ( 246 )	12,685	10,148	1,362	681	681	897	216	561	120	336
合 計 (頭)	7,430	7,238	1,232,655	986,124	134,585	67,292	67,293	75,262	7,970	47,042	20,250	28,220	
果樹	かき I 類半相減収一般 (㍴)	47,000	40,641	640,305	1,188,210	48,072	24,036	24,036	74,611	28,042	31,383	15,186	43,228
	かき II 類半相減収一般 (㍴)	23,000	21,564	602,946		45,066	22,533	22,533					
	計 (㍴)	70,000	62,204	1,243,251	1,188,210	93,138	46,569	46,569	74,611	28,042	31,383	15,186	43,228
	うめ II 類半相減収一般 (㍴)	12,300	11,913	70,925	67,610	6,454	3,227	3,227	5,188	1,961	2,234	993	2,954
	計 (㍴)	12,300	11,913	70,925	67,610	6,454	3,227	3,227	5,188	1,961	2,234	993	2,954
合 計 (㍴)	82,300	74,117	1,314,176	1,255,820	99,592	49,796	49,796	79,799	30,003	33,617	16,179	46,182	

共済目的等	項目	本年度予定	前年度実績	共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E=D-B 徴収すべき 保 険 料	F 再保険料	G=B-F 交付(納入) 再保険料	H=D-F 手持保険料
						A	B	C					
						総 額	国庫負担金	農家負担金					
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
畑 作 物	大豆 1類 一筆単位方式 (㈬) (kg)	3,250 40,289	2,975 36,732	6,419	5,777	320	176	144	288	112			
	大豆 2類 一筆単位方式 (㈬) (kg)	1,980 18,970	1,716 14,329	19,008	17,107	950	522	428	855	333			
	計 (㈬) (kg)	5,230 59,259	4,691 51,061	25,427	22,884	1,270	698	572	1,143	445	130	568	1,013
	茶 半相殺方式 (㈬) (kg)	500 17,500	491 17,194	6,300	5,670	277	152	125	249	97	32	120	217
	茶 災害収入共済方式 (㈬) (千円)	4,200 65,919	4,116 64,596	52,735	47,462	2,636	1,449	1,187	2,372	923	1,308	141	1,064
	計 (㈬)	4,700 —	4,607 —	59,035	53,132	2,913	1,601	1,312	2,621	1,020	1,340	261	1,281
	合 計 (㈬)	9,930 —	9,298 —	84,462	76,016	4,183	2,299	1,884	3,764	1,465	1,470	829	2,294
園 芸 施 設	ガラス室 I類 (棟)	2	2	905	815	4	2	2	3	1	1	1	2
	ガラス室 II類 (棟)	53	53	173,762	156,386	321	160	161	289	129	40	120	249
	プラスチックハウス I類 (棟)	1	0	270	243	27	13	14	24	11	1	12	23
	プラスチックハウス II類 (棟)	4,542	4,382	802,929	722,636	29,025	14,512	14,513	26,123	11,611	11,712	2,800	14,411
	プラスチックハウス III類 (棟)	117	113	223,387	201,048	3,572	1,786	1,786	3,215	1,429	709	1,077	2,506
	プラスチックハウス IV類 甲 (棟)	65	63	63,572	57,215	1,350	675	675	1,215	540	311	364	904
	プラスチックハウス IV類 乙 (棟)	23	21	28,360	25,524	337	168	169	303	135	111	57	192
	プラスチックハウス V類 (棟)	31	31	81,520	73,368	287	143	144	258	115	46	97	212
	プラスチックハウス VI類 (棟)	1,070	1,100	105,736	95,162	4,450	2,225	2,225	4,005	1,780	1,004	1,221	3,001
	プラスチックハウス VII類 (棟)	3	3	1,120	1,008	27	13	14	24	11	7	6	17
計 (棟)	5,907	5,768	1,481,561	1,333,405	39,400	19,697	19,703	35,459	15,762	13,942	5,755	21,517	
合 計	—	—	10,352,221	9,816,558	409,662	205,036	204,626	299,068	94,032	187,659	17,377	111,409	

(2) 任意共済保険事業の規模

共済目的等	項目	引 受		共済金額 千円	保険金額 千円	保険料 (共済掛金) 賦課金					再共済掛金 B 千円	再共済手数料収入 C 千円	手持保険料 D=A-(B-C) 千円
		本年度予定 棟(台)	前年度実績 棟(台)			総 額 千円	A 保 険 料 千円	事 務 費 賦 課 金					
								組 合 分 千円	連 合 会 分 千円	計 千円			
保 險 関 係	建物共済(総合・火災)	65,000	58,899	649,680,000	649,680,000	585,120	339,030	209,177	36,913	246,090	175,536	66,703	230,197
	農機具損害共済	500	433	1,000,000	1,000,000	5,000	3,977	700	323	1,023			3,977
	計			650,680,000	650,680,000	590,120	343,007	209,877	37,236	247,113	175,536	66,703	234,174
共 済 関 係	団 体 建 物	13	13	320,000	320,000	200	140	0	60	60			140
	計	13	13	320,000	320,000	200	140	0	60	60			140
合 計				651,000,000	651,000,000	590,320	343,147	209,877	37,296	247,173	175,536	66,703	234,314
再 共 済 割 合		30.0%		再 共 済 手 数 料 率		総 合		38.00%					
						火 災		38.00%					

### (3) 引受計画と実施方策

#### 7. 平成 23 年度団体運営の基本方針

昨年度、「戸別所得補償モデル対策」が実施され、平成 23 年度から畑作物等へも拡大し本格実施に向けて具体的な制度設計の検討がなされている。農業者戸別所得補償制度とも連携し、今後ともNOSA I 制度の普及拡大・定着に一層取り組んでいかなければならない。

TPP（環太平洋経済連携協定）への参加をする判断を行えば、40%の自給率が14%まで低下、農業のもつ多面的機能の喪失、地域経済・雇用の崩壊等々、例外なき関税撤廃を原則とするこのTPPへの参加が、いかに甚大な影響を及ぼすものであるということは、火を見るより明らかである。従って、TPP交渉への参加に断固反対の姿勢で奈良県の農家とともに取り組んでいくものである。

去年は、本当に異常気象であった。3月・4月の晩霜で茶・うめ・かきにおいて全く収穫のない圃場もみうけられるほどの甚大な被害があった。また、夏の高温障害による水稻の品質低下は、1等米が15%しかなく近年にない被害となった。大豆等にも多大な影響を及ぼした。年末の雪害による園芸施設の被害も大きかった。

事業においては、完全引受への実施に努め、建物共済1兆円の早期達成を目標に推進を図り、職員としてのコンプライアンス態勢をより一層強化し信頼されるNOSA Iをめざす。

一昨年11月の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、共済掛金国庫負担金及び農業共済事業事務費負担金の削減指摘を受け、平成22年度予算に引き続き今年度も大幅な削減がなされた。経費削減と業務の効率化のための役員定数の削減、加えて「1県1組合」へ検討が求められている。わが県においては、行政刷新会議を受けて、平成22年4月に組織体制強化検討委員会を設立して検討を重ねているところである。

奈良県の農業共済の進むべき方向がどこにあるのか、組合員の不利益にならないことを主に、役職員・組合員ともどもしっかり検討し、結論を導きたい。

## イ. 農作物共済

(水稲)

1. 平成23年産水稲の生産目標数量配分が43,890t(対前年産0.6%増)、面積換算値8,560haとなるが、平成22年産水稲の農政事務所公表作付面積が9,360ha、共済引受面積8,978.32haであったことに鑑み、平成23年産水稲の計画面積は8,987haの見込みである。
2. 水稲生産実施計画書と水稲共済細目書異動申告書との一体化により、市町村等の関係機関との連携を密にし、より一層の整合性を図り、当然加入基準以上の完全引受は勿論のこと、任意加入基準の対象者についても制度説明等を行うことにより引受けを目指すとともに、農作物共済の仕組み及び引受・損害評価の重要性について、各種会合等を通じて周知徹底を図り共済制度の普及啓発に努めるよう指導する。
3. 基準単収は、引受・損害評価の基本となる重要な項目であるので、耕種条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して適正な設定を行うよう指導する。
4. 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農家経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指すことを目的に本年度より本格実施される「農業者戸別所得補償制度」及び地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させることを目的として実施される「環境保全型農業直接支援対策」など関連対策とNOSA Iとの関係を了知し事業を押し進める。
5. 奈良県土地改良事業団体連合会が運用する「水土里情報GISシステム」を試験的に導入し、データ等の整備・検証に取り組み、共済資源を把握し、地図情報により耕地の位置確認が容易に行えるよう努める。
6. 農林水産省経営局長通知の農業共済の引受適正化及びコンプライアンス(法令等遵守)に則り、農作物共済引受関係要綱・要領等に従い適正な引受評価に努めるよう指導する。

(麦)

1. 農業者戸別所得補償制度の本格実施に伴い認定農業者や集落営農組織の耕地以外にも、新たに作付けされる耕地を関係機関との連携を密にし、当然加入基準以上の農家の引受け漏れがないよう努めるよう指導する。  
また、新たに交付対象となった畑作物の所得補償交付金の対象作物の小麦についても、交付対象者の基準とし集落営農や販売実績がある者は勿論のこと共済加入者を条件としているため、引受規模拡大の観点からも前向きに取り組むよう指導する。
2. 基準単収は、引受・損害評価の基本となる重要な項目であるので、耕種条件、肥培管理、過去の被害実績等及び出荷組織等の数量を参酌して適正な設定を行うよう指導する。
3. 水稲一体化用紙等台帳との整合性を図り、適正な引受に努めるよう指導する。
4. 農林水産省経営局長通知の農業共済の引受適正化及びコンプライアンス(法令等遵守)に則り、農作物共済引受関係要綱・要領等に従い適正な引受評価に努めるよう指導する。

項 目	水	稲	麦
	やまと北部・宇陀	左記以外の組合	
共 済 細 目 書 取 り ま と め	4月30日	5月10日	11月30日
引 受 通 知 書 の 提 出 期 限	6月15日	6月25日	12月25日
引 受 通 知 書 の 再 提 出 期 限	—	—	1月20日
引 受 変 更 通 知 書 の 提 出 期 限	9月20日	9月20日	—
共 済 掛 金 の 徴 収 期 限	6月30日	7月10日	1月30日
保 険 料 ・ 賦 課 金 の 連 合 会 払 込 期 限	7月14日	7月24日	2月13日

#### ウ. 家 畜 共 済

1. 家畜の価額は引受時の共済金額や死廃事故発生時の共済金算定等の基礎となる重要なものであり、「家畜共済評価基準額」に基づき適正な価額の評価を行うよう指導する。
2. 組合員における不慮の損害に対する十分な補償のため、付保割合の高位選択を指導する。
3. 廃業離農による引受戸数減少のなか、数戸ではあるが未加入農家の引受推進に努める。
4. 継続引受時に家畜共済制度の重要事項等（支払限度、異動報告、待期期間）の説明を行い、組合員とトラブルが生じないよう指導する。
5. コンプライアンス（法令等遵守）に則り、家畜共済事務取扱処理要領等に従い適正な引受に努めるよう指導する。

引 受 通 知 書 の 提 出 期 限	翌 月 の 1 0 日
保 険 料 ・ 賦 課 金 の 連 合 会 払 込 期 限	納入告知書発行後1週間以内

#### イ. 果 樹 共 済

1. 22年産かき、うめの気象災害による異常災害を引受推進のPRの材料として、加入率50%を目標値とするよう指導する。
2. 組合管内の共済資源、栽培実態、出荷体制（選果場、生産組織等）を把握し、23年産加入推進のフォローアップを行い、加入が伸びない原因・要因等を分析し、未加入農家等の加入推進に繋げる。
3. 果樹関係団体等の各種会議・研修会等に参加し、果樹共済制度の説明を行い引受推進に努める。
4. コンプライアンス（法令等遵守）に則り、果樹共済引受要綱等に従い適正な引受に努めるよう指導する。

項 目	か き	う め
加入申込書の取りまとめ	5月15日	5月15日
共済掛金の徴収期限	7月1日	7月1日
引受通知書の提出期限	7月6日	7月6日
保険料・賦課金の連合会払込期限	7月15日	7月15日

## オ. 畑作物共済

### (大豆)

- 平成23年度から「農業者戸別所得補償制度」が本格実施され、白大豆においては「畑作物の所得補償交付金」と「水田活用の所得補償交付金」の2本柱で取り組まれることとなった。「畑作物の所得補償交付金」の数量払では、交付対象者を対象作物の生産数量目標に従って生産を行った販売農家（販売実績がある者又は農業共済加入者）・集落営農と定義されているため、新たな栽培農家の増加が見込まれる。また、畑地大豆も対象となることから、水稻一体化データによる水田大豆栽培予定農家の把握はもとより地域農業再生協議会やJA等との連携を密にし、「農業者戸別所得補償制度」加入予定者の把握をし、かつ制度説明を行い完全引受に努める。
- 宇陀地域を中心に栽培されている黒大豆は、価格の安定性から乾燥子実から枝豆での出荷に移行される傾向ではあるが、栽培農家や関係機関の協力を得て有資格農家の完全引受に努める。
- コンプライアンス（法令等遵守）に則り、畑作物共済引受要綱等に従い適正な引受に努めるよう指導する。

加入申込書の取りまとめ	6月10日
共済掛金の徴収期限	7月31日
引受通知書の提出期限	8月5日
保険料・賦課金の連合会払込期限	8月14日

### (茶)

- 茶の栽培面積は、販売価格の低迷が続く高齢従事者等の小規模農家を中心に離農や廃業が増加し年々減少はしているが、茶共済の加入率は依然として著しく低いため、事業の低迷改善を図る目的で平成20年産から導入した災害収入共済方式も、引受対象となる農事法人格を有するFA工場において、共済が求める時期に所要データが得られないために引受の拡大ができず、引受は1茶工場にとどまっている。今後も改善の検討を進め、引受につながるよう調整を図る。
- コンプライアンス（法令等遵守）に則り、茶共済事務取扱要領等に従い適正な引受に努めるよう指導する。

加入申込書の取りまとめ	10月15日
共済掛金の徴収期限	12月1日
引受通知書の提出期限	12月6日
保険料・賦課金の連合会払込期限	12月15日

#### カ. 園芸施設共済

1. 有資格棟数のうち大半を占めるプラスチックハウスⅡ類の完全引受を中期目標に掲げ、特に特産品であるイチゴ栽培開始時期の11月・12月を重点推進期間に設定し、関係機関等との協力のもと、より一層の加入推進に努め事業の定着化を図るよう指導する。
2. 園芸施設共済の定着化及び未加入者へのPRのためにも、加入棟への加入証の貼付けを徹底するよう指導する。
3. 大雪による施設園芸の事故が新聞に掲載されたのを機に雪害事故を盛り込んだチラシを作成し、未加入農家への戸別訪問による加入推進に取り組むよう指導する。
4. 農林水産省経営局長通知の農業共済の引受適正化及びコンプライアンス（法令等遵守）に則り、園芸施設共済事務取扱要領・評価要領等に従い適正な引受評価に努めるよう指導する。

引受通知書の提出期限	翌月の10日
保険料・賦課金の連合会払込期限	納入告知書発行後1週間以内

#### キ. 任意共済（建物・農機具損害共済）

##### （建物共済）

1. 農村社会の構造や農業共済をめぐる環境が変化するなか、2年連続で国庫補助金が大幅に削減され、農業共済団体の健全な運営と安定的な業務収入の確保のため、より一層建物共済の重要性が増してきた。平成22年度からスタートした任意共済「信頼のきずな」未来を拓く運動と連携し、推進目標に総共済金額1兆円を掲げ、当面の目標とする6,500億円の早期達成と建物共済の補償充実を図ることから次の方策に努める。
  - ①臨時費用担保特約を基本契約に付帯した推進に努め、補償の充実を図る。
  - ②精密家電が増え落雷による損害も増加するなか、昨年度に引続き家具類の引受拡大に努め、補償の充実を図る。
  - ③近年の異常気象により台風、集中豪雨や地震等の自然災害まで補償される総合的な保険のニーズが高まってきていることから、総合共済プラス火災共済プラス家具類等の提案型推進を行い、補償の充実を図る。
  - ④農家所有物件の完全把握に努め、保険未加入物件の完全引受と既加入棟の再取得価額一杯の推進に努め、補償の充実を図る。
2. 推進基礎組織の要である共済部長との関係を保つため、組合が開催する共済部長会議等に積極的に参加し、農業共済の建物共済の優位性などを理解願ひ普及推進の協力を求める。

3. 建物共済に係る不祥事を防止するため、特に共済掛金を現金で取扱う場合は、組合が定めるコンプライアンス関連規則に従い適正な処理を行うよう指導する。また、引受に際しては、継続加入者及び新規加入者の組合員資格の確認を行い、引受の適正化に努めるよう指導する。
4. 事故発生通知の遅れや共済金請求書類等提出の遅れを防止するため、パンフレットやチラシなど加入者が目にする印刷物に事故発生通知の遅れや共済金請求書類等提出の遅れが加入者に不利益を与える場合がある旨の注意を呼びかけその解消を図る。特に落雷事故件数の多い組合に対しては、事故発生後に周辺加入農家へチラシ配布を行い、落雷による被害の確認や事故発生通知の周知徹底を図り、共済金の早期支払を期すよう指導する。

(農機具損害共済)

1. 農機具の自動化・大型化が進み、販売価格も上昇傾向にあり、事故発生による修理費や買換え費用は農家経済に大きな負担となる。安心して農業を継続していくためにも、農機具共済の必要性を理解願い、加入の拡大を図る。
2. 平成 22 年度からスタートした、任意共済「信頼のきずな」未来を拓く運動と連携し、制度共済加入者に対し制度の説明を行い引受拡大を図る。
3. 共済掛金を現金で取り扱う場合は、コンプライアンス関連規則に従い適正な引受に努めるよう指導する。

引受通知書の提出期限	翌月の10日
保険料・賦課金の連合会払込期限	納入告知書発行後1週間以内

(4) 損害評価の適正化の方策

7. 農作物共済

1. 損害評価現地研修会を開催し標準圃場の実測調査をすることにより評価眼の統一を図り、農家間に不公平が生じないよう適正な損害評価ができるよう指導する。
2. 各組合に生育調査圃（水稻登熟不良等調査圃）を設置し、管内の被害の発生状況及び推移等を把握し、組合員に対して被害申告漏れの無いよう、的確な損害通知がされるよう指導する。
3. 病虫害防除研修会を開催し、適正な損害評価の向上に努めるよう指導する。
4. 兼業農家の増加により、農作業の省力化等からの肥培管理不良や収穫適期並びに病虫害防除適期を逸した場合、また、麦作圃場の排水不良による湿潤害等の発生が見受けられる圃場については、的確な分割評価により農家間に不公平が生じないよう適正な損害評価に努めるよう指導する。
5. 農林水産省経営局長通知の農業共済の引受適正化及びコンプライアンス（法令等遵守）に則り、農作物共済損害評価要綱等に従い適正な損害評価に努めるよう指導する。

## イ. 家畜共済

1. 事務取扱処理要領の改正内容、組合員・組合・連合会の行う事項等を理解し、特に死廃事故の現地確認、異動確認、廃用家畜の写真撮影及び病傷事故診断書の審査及びチェック機能を強化し、審査精度の向上に努め損害確定に関する調査及び確認業務の徹底強化を指導する。
2. 指定獣医師の病傷事故診断書の遅延に対しては、「家畜共済免責基準」の定めに従い、遅延の防止に努める。
3. コンプライアンス（法令等遵守）に則り、家畜共済事務取扱処理要領等に従い適正な損害評価、事務手続きの徹底とチェック体制の整備に努める。
4. ポータブル超音波診断機を活用し、より迅速かつ正確な繁殖診断により事故発生の低減及び授精率の向上に努める。

## ウ. 果樹共済

1. 組合の果樹共済損害評価員並びに職員を対象に、損害評価を適正に行うためにモデル園地の現地研修を行い損害評価技術の向上、評価眼の統一を図る。
2. 果樹共済の分割評価は、農家間の公平性を確保し、専業果樹農家を果樹共済に加入させる上からも不可欠な事項であるので、損害評価においては、農家の肥培管理状況を十分調査し適正な分割評価を行うよう指導する。
3. 基準収穫量の設定にあたっては、当該樹園地の園地条件、肥培管理及び隔年結果の状況を調査し、該当する基準収穫量設定指数を適切に適用し、損害評価実績を勘案して設定する。
4. 組合管内の作柄状況把握のため、今年度も引き続き標準園地を設定する。
5. コンプライアンス（法令等遵守）に則り、果樹共済損害評価要綱等に従い適正な損害評価に努めるよう指導する。

## エ. 畑作物共済

水田であった耕地に大豆が栽培されている場合で、①周囲の水田からの水の浸透を防止する排水溝の設置がない、②周囲の土地条件等をもて、通常の収穫を期待することが困難、③栽培方法又は栽培管理の状況をもて通常の収穫を期待しているとは考えられない等の状況が明らかな場合は、引受不適格耕地に該当するので、組合の加入申込みの承諾について十分留意するよう指導する。また、共済事故発生の通知が遅れると被害原因を確定することができず、組合員が不利益を被るため、組合員へ事故発生の早期通知の周知徹底と組合職員が定期的に巡回調査を励行するよう指導を行う。

1. 新たに大豆共済を始める組合が、公平かつ適正な損害評価を行うよう十分な指導を行う。
2. 半相殺方式の茶においては被害申告のあった場合、評価収量と出荷数量とを比較し適正でない時は出荷数量を参考に修正を行う。
3. 茶・大豆について、肥培管理等不十分な圃場（園）では加入者間の不公平が生じないように、分割評価等により適正な損害評価に努める。

4. コンプライアンス（法令等遵守）に則り、畑作物共済損害評価要領、茶共済事務取扱要領等に従い適正な損害評価に努める。

#### ㌠. 園芸施設共済

1. 被害の発生状況を的確に把握し、組合員から速やかに損害通知を受けよう指導する。
2. 損害評価を適正かつ公平に行うため評価技術の向上に努めるよう指導する。
3. 正確・迅速な損害評価のためにも加入証の貼付けを徹底するよう指導する。
4. 農林水産省経営局長通知の農業共済の引受適正化及びコンプライアンス（法令等遵守）に則り、園芸施設共済事務取扱要領・評価要領等に従い適正な損害評価に努めるよう指導する。
5. 損害評価については、連合会は原則として組合の行う損害評価と合同で行う。

#### ㌡. 任意共済（建物・農機具損害共済）

1. 担当者会議等を通じ、評価方法並びに評価技術の充実に努める。
2. 特に農機具の損害評価については、奈良県農機商業協同組合等に加盟する農機具販売店等の協力を得るなど損害評価の充実に努め、損害認定を公平適正に行うよう努める。
3. コンプライアンス（法令等遵守）に則り、建物共済損害評価要領、農機具損害評価要領等に従い適正な損害評価に努める。

### (5) 損害防止事業の実施計画

#### 7. 施設 なし

#### イ. 事業内容

##### ○ 農作物共済

1. 組合の行う水稻共済損害防止事業に対し、その経費の一部を負担する。
2. 関係機関と連携を密にして、病虫害発生予察情報及び作柄概況等を配布し、組合への情報の提供等を行う。
3. 損害防止に関する知識並びに技術の向上を図るため、研修会及び講習会を開催し、関係機関の開催する研修会等にも積極的に参加する。
4. 組合へ防除機の貸与を行い病虫害の適期防除に努めるよう指導する。

##### ○ 家畜共済

1. 一般損害防止事業については、最近の事故状況をもとに多発疾病予防と特定損害防止事業の補充として効果をあげるため①「口蹄疫対策」として消毒薬の配付、②「消化器病対策」、③「周産期病対策」、④「乳房炎対策」として薬剤等を配付し事故低減に努

める。

2. 事故多発農家を抽出し事故の傾向と発生要因の分析を行い、潜在的疾病を早期に発見し事故低減に努める。
- 果樹共済  
病虫害発生予察情報の提供及び関係機関の協力のもと肥培管理の指導等による共済事故の低減に努める。
  - 畑作物共済  
関係機関への協力を求め肥培管理の指導、病虫害発生予察情報と気象情報の提供を行い、被害の未然防止に努める。
  - 園芸施設共済
    1. 関係機関等との連携を密にして、気象月報の提供のほか、台風等の災害が予知される場合は、速やかに組合に注意を促すとともに必要な防災措置を講ずる。
    2. 組合の行う損害防止事業に対し、その経費の一部を負担する。

## (6) 執行体制の整備

### ア. 執行体制の整備方法

1. 理事会の開催計画  
定例理事会を四半期ごとに開催するほか、必要に応じて開催し、事業の実施方策、その他運営上の重点事項について審議する。
2. 監事会及び監査について  
監事会及び監査は定例として年2回実施し、必要に応じて随時行うこととし、業務の執行及び財産の健全な運営に資する。

### イ. 職制及び職員の配置計画

職制規則に基づき参事統括のもと2部、5課、8係並びに1家畜診療所を配置し、職員一致協力して事業の円滑な実施を期する。特に基礎組織の充実強化対策のため、組合が主催する共済部長会議等にも積極的に参画し、連合会、組合を一体化した体制強化に努め、責任体制の明確化及び事務の効率化を図る。

## (7) 会員の指導及び会員の事業推進方策

### ア. 事業ごとの会員に対する指導方針

- (1) 農業共済団体の組織体制強化に関する事項  
組織体制強化対策

1県1組合の指導がなされている現状の中で、奈良県の農業共済の進んでいくべき方向を定めるべく、奈良県農業共済団体組織体制強化検討委員会において検討を重ねる。

①基礎組織の維持・強化対策

共済部長等基礎組織は制度運営をサポートする組織として位置づけられている。しかしながら高齢化・世代交代等人材確保の困難が懸念されるが、農業共済の重要性をアピールすることにより、共済部長等基礎組織の今以上の定着化への推進を図る。

②事業規模の対策

年々減少する農業資源の正確な把握に努め、農作物共済・家畜共済のほぼ全加入は当然ながら果樹共済・園芸施設共済の引受確保に努める。

③農家サービス向上等のため業務の簡素化・効率化の検討

更なる事務機械化に努め、職員の効率的なローテーションを実施し外務活動に努める。

④収入確保対策

国庫事務費補助金の大幅な削減により、安定的な業務収入の確保のため、職員1人当たり建物共済100億円の早期達成を期す。  
(1県1組合に向けての財源確保)

(2) コンプライアンス態勢の確立に関する事項

①コンプライアンス（法令等遵守）は、農業共済の公共性の高い団体として国民から特に注目をもたれている。

②法律・定款及び諸規則等々の徹底した理解に努める。

③農業共済職員としての自覚・意識改革を徹底し、農家との信頼関係が得られるよう努める。

(3) 教育研修基金事業に関する事項

政権交代における厳しい農業共済の位置付け及びコンプライアンス並びに個人情報への厳守等、非常に厳しい現状の中で農業共済制度の重要性の周知徹底を図り、奈良県農業共済の組織の現状への理解を求めること等を中心とした研修会の開催に積極的に取り組む。

①共済部長等基礎組織がより機能する体制の強化に努める。

②職員の意識改革に徹底して取り組む。

(4) 事務機械化に関する事項

平成25年度の現行OSのサポート期限終了や制度改正に向けて、機器更新を最小限に留め経費の節減に努め現行のCSS方式からSBC等の方式へのスムーズな移行に向けて検討を行う。また、情報セキュリティレベルについても、運用・対策等を検討していく。

(5) 広報事業に関する事項

全国運動が「『信頼のきずな』未来を拓く運動」として平成22年度から26年度の5年間実施され、「安心のネットを広げ農家・地域の未来を拓こう」を実践し、運動目標の達成に努める。

- ①組合員へ組織体制強化の取り組みの周知を図る。
- ②ホームページ、広報紙の充実を図る。
- ③機関誌である農業共済新聞について組合ごとの基礎組織部数の確保に努める。
- ④関係機関等が開催するイベント等に積極的に参加する。

(6) 農家サービスに関する事項

- ①農作物共済における損害防止事業（薬剤費の一部補助並びにイノシシの捕獲檻の設置）及び無事戻しの実施。
- ②家畜共済の特定損害防止事業及び一般損害防止事業（口蹄疫に対する牛舎消毒薬剤の配布等）を実施。
- ③園芸施設共済の損害防止事業及び無事戻しの実施。

(7) 組合の事業育成に関する事項

組合の実施する事業への助成措置を講ずる。

(8) 引受に関する事項

①農作物共済

戸別所得補償及び環境保全型農業直接支援対策において、NOSA Iの加入者情報が非常に重要になることから農家の不利益にならないように適正な引受に努める。

②家畜共済

100%に近い引受の現状の中であって、口蹄疫等の被災農家が安心して酪農経営に取り組めるよう農家との信頼関係を持つことに努める。

③果樹共済

引受率50%を目標とし、関係機関・生産組合へのアプローチを強化する。

④畑作物共済

戸別所得補償対策が大豆等にも拡大されることから制度との関わりを明確にして適正な引受を図る。

⑤園芸施設共済

資源把握に努め、特にプラスチックハウスの推進に努める。

⑥任意共済

1. 建物共済の引受に関しては、加入資格がクローズアップされている現状の中で引受時の加入資格の確認を実施し、適正な引受を図る。
2. 職員1人あたり100億円を推進目標に加入推進を図る（1戸3,000万円加入の推進）

(9) その他の事項

- ① 年度当初に定めた余裕金の運用方針に基づき、余裕金運用管理委員会の意見を聴し、低金利が続く中で安全で有利な資金運用に努める。
- ② 標語「農家のために働こう」を組合・連合会事務所内に掲げ、常に職員の視覚に訴えることにより、職員意識の改善を図る。

イ. 各種講習会の実施方策

役職員の資質向上と業務の適正な処理遂行を期するため、別表の講習会を実施する。

ウ. 会員に対するコンプライアンス態勢を確立するための対策

- (1) 農業共済制度は、農家・組合員の信頼と多額の国費により事業運営を行っているところである。この観点から平成19年12月21日に組織決定した「農業共済団体等のコンプライアンス態勢を確立するための具体的取組み」を確実に実践することとする。
- (2) 国の農業災害対策の一翼を担う農業共済団体としての責務を充分認識し、四半期ごとコンプライアンス改善委員会を開催しその内容について理事会に報告するとともに、コンプライアンス統括責任者のもとに、内部検査の実施及びコンプライアンスマニュアル（役職員行動規範）並びにコンプライアンスプログラムの見直しを行い役職員のコンプライアンス意識の醸成に努める。

(8) 予算統制の方策

予算の執行にあたっては、年間を通じての資金計画を樹立し、特に収入予算については、事業計画の完全遂行を行い、資金運用の効率化を図る。更に、業務の支出については、常に内容を検討、適正運用に努めるとともに極力冗費の節減に努める。